

1 概要

夏期における食中毒予防の取組として、広島県は、独自に食中毒警報発令事業や食中毒予防月間の取組を実施している。これらの取組について、近年の気象状況の変動や細菌性食中毒の発生時期を踏まえ、より効率・効果的な対策となるよう見直しを行う。

2 現状・課題

名称	現状	課題
食中毒警報 発令事業 (昭和44年開始) (概ね6～10月)	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒の発生が懸念される気象条件時、県民への注意喚起のため、警報を発令 18都府県が夏期の警報(注意報等)事業を実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> 食品事業者及び県民にとって恒例化している 長期間の発令となり、事業者等の意識の低下 夏期の警報事業を実施していない県と比べ、食中毒件数に大きな差が見られず、抑制効果が不明瞭である
食中毒予防月間 (平成16年開始) (7～8月実施)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模食中毒の恐れがある業種に対し、重点的な監視指導を行う 事業者及び消費者に対する、食中毒予防の普及・啓発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 近年、6月の気温が上昇し(図1)、細菌性食中毒件数が6～9月に多く(表1)、6月から注意が必要である 月間の実施期間と、実際に食中毒が多い時期に差異が生じている

3 今後の対応について

昭和44年の食中毒警報発令事業開始以降、夏期の細菌性食中毒件数が減少してきたが、近年は横ばいで推移している。こうした中、近年は警報が恒例化し、また事業者等の意識低下を招いており、食中毒警報発令の効果が限定的となったため、食中毒警報発令事業を廃止することとする。

食中毒予防月間は、夏の食中毒予防期間に名称を変更し、期間を細菌性食中毒の発生が多い6～9月に変更し、啓発を行う。

名称	現状の取組	今後の取組(予定)
食中毒警報 発令事業 (6～10月)	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> 報道機関へ資料提供(プレス) 食品等事業者へ周知 庁内各課、関係機関、関係団体に情報提供 懸垂幕、HP、SNS等による広報 	廃止
食中毒予防月間	【期間】 7～8月 【内容】 ・監視指導、食品衛生講習会の実施 ・啓発資料の作成・現場検査簡易キットの一括購入、6月末に配布、各所での活用 ・広報誌、HP、SNS等による広報 ・生活福祉保健委員会へ資料提供 ・実施結果を食中毒予防内容として公開	【期間】 6～9月(R5年度以降) 【内容】 継続(啓発資料等を5月末に配布) 【名称】 夏の食中毒予防期間へ変更
		【追加の取組】 <ul style="list-style-type: none"> 報道機関への資料提供(プレス) 食品等事業者へ周知 庁内各課、関係機関、関係団体に情報提供 懸垂幕、HP、SNS等による広報

4 参考資料

(1) 広島県の日最高気温の月平均値と食中毒警報の発令時期

広島県の6月の日最高気温は、食中毒警報を開始した昭和44年頃は25℃前後だったが、近年28℃に近づいている。6月の気温が上昇し、本県も6月から食中毒が発生しやすい気象状況だと考えられる。

また、過去10年、概ね6月に食中毒警報を発令しており、令和4年は6月21日に警報を発令した。

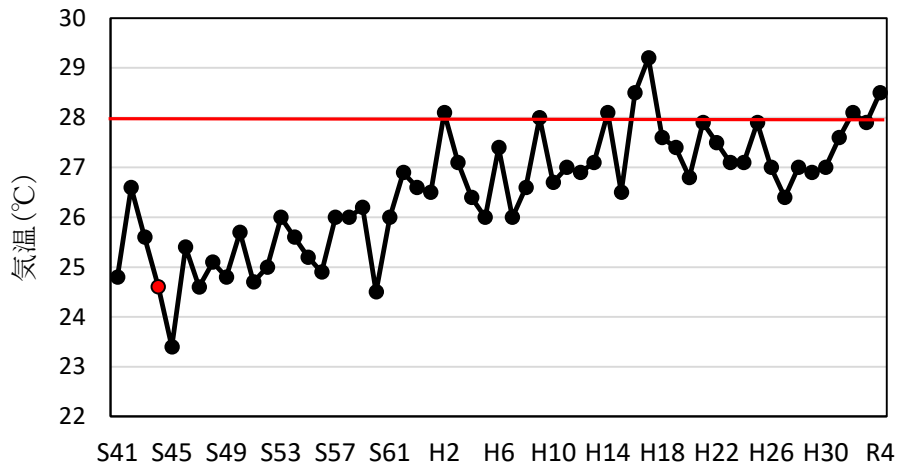


図1 広島県6月の日最高気温の月平均(S41～R4)

(2) 全国の細菌性食中毒発生時期

細菌性食中毒の発生件数は、H22～R元にかけて6～9月が他の月と比較して多い結果となっている。

表1 全国の細菌性食中毒事件数(H22～R元) (単位: 件)

(新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年及び令和3年を除く)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H22	20	25	37	29	52	72	69	93	71	59	34	19	580
H23	23	21	14	34	68	64	67	75	80	43	29	25	543
H24	18	15	25	26	36	65	53	57	52	34	18	20	419
H25	6	11	20	27	32	39	39	54	48	36	29	20	361
H26	9	12	25	34	40	59	64	57	52	39	29	20	440
H27	12	17	28	46	45	67	60	41	36	36	17	26	431
H28	21	12	21	44	42	62	66	67	53	39	35	18	480
H29	7	26	14	31	45	46	44	63	71	52	23	27	449
H30	14	16	28	40	33	53	58	49	76	34	35	31	467
R元	13	17	33	31	38	39	40	41	47	37	23	26	385
計	143	172	245	342	431	566	560	597	586	409	272	232	4555

(3) 広島県の食中毒予防取り組みについて

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
夏の食中毒予防期間 (6~9月)						ノロウイルス食中毒予防期間 (11~1月)					
細菌性食中毒予防						細菌性食中毒予防					
有毒植物予防 (4月頃)						アニサキス予防 (10月頃)					
						毒キノコ予防 (9月頃)					
						フグ予防 (11月頃)					

図2 令和5年度広島県の食中毒予防取り組み(案)

(4) 令和元年の全国及び広島県の食中毒件数と有症者数

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年及び令和3年を除き、令和元年の内訳を比較。

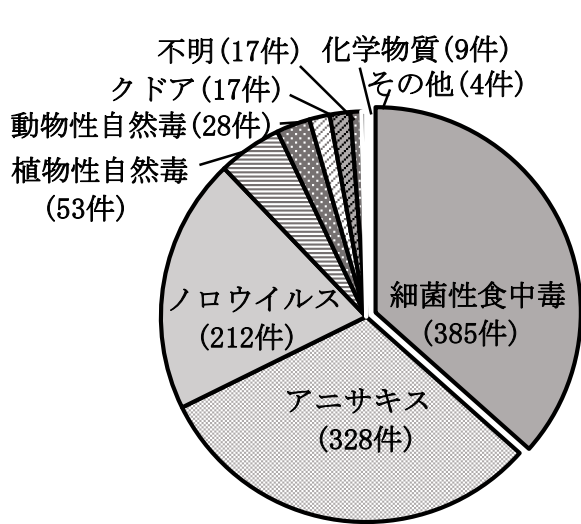


図3 全国の食中毒件数

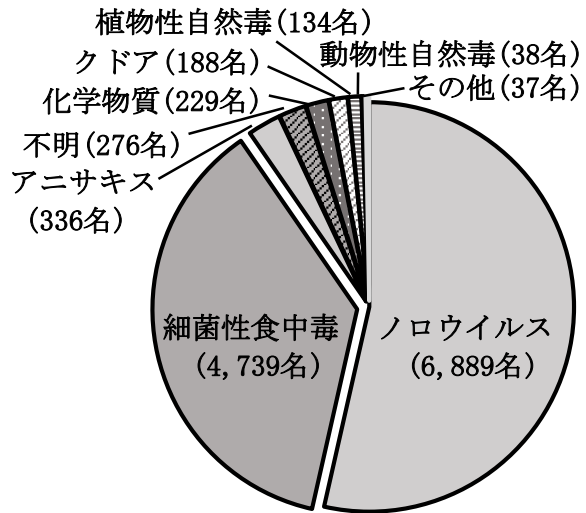


図4 全国の食中毒有症者数

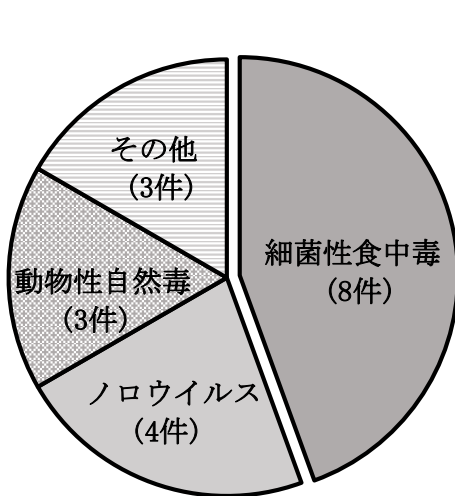


図5 広島県の食中毒件数

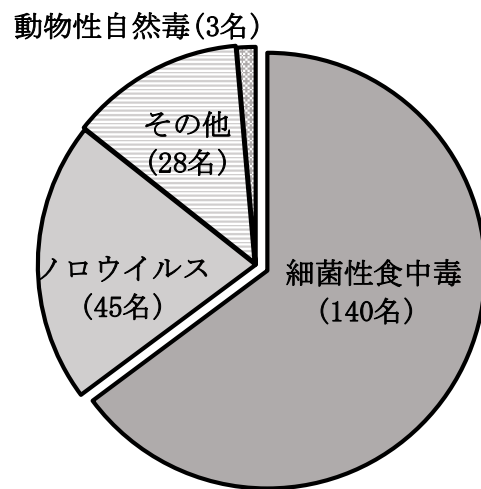


図6 広島県の食中毒有症者数